

契 約 書 (案)

- 1 件 名 パーソナルコンピュータ（モバイルノート型）の賃貸借
- 2 数 量 23台（別紙内訳書のとおり）
- 3 賃貸借期間 令和 5年10月 1日から  
令和 9年 9月30日まで（48か月）
- 4 契約金額 金 円（月額 金 円）  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 納品場所 愛知県道路公社 本社
- 6 契約保証金 免除（愛知県道路公社会計規程第77条2項3号による）

愛知県道路公社（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)  
との間において、上記の賃貸借について別添条項により契約を締結する。  
この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 月 日

甲 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号  
愛知県道路公社  
理事長 道浦 真

乙

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

(危険負担)

第2条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙双方の責に帰することができない理由により損害を生じた場合といえども乙がこれを負担する。ただし、乙の承認のない改造、または付加による物件の滅失、破損についてはこの限りではない。

(物件の保険)

第3条 乙は物件に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険を締結するものとする。

2 前条ただし書の規定により甲の負担する損害金は、乙が受け取った保険金の範囲内において免れるものとする。

3 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付するものとする。

(物件の納入等)

第4条 乙は、物件を契約書及び仕様書等で指定された場所へ乙の負担で納入し、仕様書記載のとおり設置及び調整を行い使用可能な状態にしたうえで、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

(検査及び引渡し)

第5条 甲は、乙から物件の納入があったときは、速やかにこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 甲は、検査の結果、不合格のものがあったときは書面で乙に通知し、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第6条 乙は、物件の貸付けを遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。

ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第7条 賃貸借料の支払いは、月払いとする。

2 乙は、毎月の賃貸借料を翌月以降に甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わな

なければならない。

4 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（転貸の禁止）

第8条 甲は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、乙の承認を得たときはこの限りでない。

（公租公課）

第9条 この物件に係る公租公課は、乙が負担する。

（物件の管理責任）

第10条 甲は、これを善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、設定、保守等の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は、他の目的に使用してはならない。

（物件の返還等）

第12条 甲は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約が終了しこの物件を撤去する時は、必要に応じて甲が立ち合いの下、機器内部の記憶装置を物理的破壊又は磁氣的破壊により、全てのデータを復元不可能な状態にし、その作業の完了を証明する書類を提出すること。これに要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこの物件を処分し、又は設置場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（物件の現状変更）

第13条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得なければならない。

(1) 物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すとき。

(2) 物件に付着した表示を取り外すとき。

(3) 物件の設置場所を他へ移動するとき。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、又は物件を粗雑にし、品質数量に関し不正な行為があ

ったとき。

- (3) 甲の行う物件の検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
  - (4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
  - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
  - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また履行部分があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。
  - 4 翌年度以降においてこの契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
  - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
  - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
  - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第16条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第5号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県道路公社会計規程の準用)

第19条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県道路公社会計規程の定めるところによる。

(紛争の処理)

第20条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第21条 この契約書及び愛知県道路公社会計規程に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

## 仕様内訳

物 件 名 / 数 量	パーソナルコンピュータ (モバイルノート型) / 23 台
メ ー カ ー / 型 番	
デ ィ ス プ レ イ	
C P U	
メ イ ン メ モ リ	
S S D	
インターフェイ 通	仕様内訳は機種等確定後、確定した情報により作成。
キ ー ボ ー ド	
ポインティングデバイス	
電 源	
O S	
アプリケーション	
リカバリーディスク	
そ の 他	